八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

令和２年　３月３１日
規　則　第　２　号

改正　令和　４年　３月２９日規則第　２号　　令和　４年１１月３０日規則第　５号
令和　５年　１月　５日規則第　１号　　令和　６年　３月　５日規則第　２号
令和　６年　６月　４日規則第　４号

（趣旨）

第１条　この規則は、八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第４号）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与の決定及び支給並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

（処遇改善に係る報酬）

第２条　八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八幡浜市条例第５５号。以下次項において「八幡浜市条例」という。）第２４条の２に規定する処遇改善に係る報酬を支給される職員は、特別養護老人ホーム青石寮に勤務する者（月額で報酬又は給与が定められている者に限る。）とする。

２　処遇改善に係る報酬の額は、八幡浜市条例第１９条に規定する報酬月額に１００分の５を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（準用規定）

第２条　前２条に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の決定及び支給並びに費用弁償等については、八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年八幡浜市規則第２８号）の規定（第１９条の２の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「組合長」と、同規則第１条中「八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第５５号。以下「条例」という。)」とあるのは「八幡浜地区施設

事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第４号）」と、同規則第２条中「条例」とあるのは「八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八幡浜市条例第５５号。以下「条例」という。）」と、同規則別表第１及び別表第２をそれぞれを次の別表第１及び別表第２と読み替えるものとする。

別表第１

職種別基準表

ア　行政職給料表職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
一般事務補助	１	１	１	７
一般事務職	１	１	１	５４
介護職	１	２２	１	７５
介護事務職	１	４５	１	５１
医療事務職	１	８２	１	８８

イ　医療職給料表（二）職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
薬剤師	２	１０５	２	１０５

ウ　医療職給料表（三）職種別基準表

職種	基礎号給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
准看護師	１	１４	１	２０
看護師	１	２２	１	２８

別表第２

１　特別養護老人ホーム青石寮に勤務する介護職員	月額

のうち、フルタイム会計年度任用職員	１６，５００円
２　特別養護老人ホーム青石寮に勤務する１に定める者以外のフルタイム会計年度任用職員	月額 ９，０００円

備考　この表において「フルタイム会計年度任用職員」とは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この規則は、令和４年２月１日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が次に掲げる規定に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。

(1) 八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第２条において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１４条の２において準用する八幡浜市職員の給与に関する条例第１８条の３第１項

(2) 八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第２条において準用する八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第２４条の２第１項に規定する業務に従事したことになる場合についても適用する。

附　則（令和４年規則第５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第２条の規定（同条において読み替えて準用する別表第２の規定に限る。）は、令和４年１０月分として支給する処遇改善手当から適用する。

附　則（令和５年規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第２条の規定（同条において読み替えて準用する別表第２の規定に限る。）は、令和６年２月分として支給する処遇改善手当から適用する。

附　則（令和６年規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第２条の規定は、令和６年６月分として支給する処遇改善手当から適用する。